

第3次 清水町歯科保健行動計画

令和3年3月
清水町

目 次

第1章 第3次清水町歯科保健行動計画の概要

1 計画策定の根拠	1
2 策定の趣旨	1
3 計画の位置づけ	2
4 SDGSの実現に向けた取組	3
5 計画の期間	4

第2章 清水町の現状

1 人口の動向	5
2 歯科保健をめぐる状況	6

第3章 計画の目指す姿

1 理念と目指す方向	17
2 基本施策	17

第4章 施策の展開

基本施策1 8020運動の推進	18
基本施策2 むし歯や歯周病予防対策	20
基本施策3 歯科救急医療体制の整備	24
基本施策4 歯や口腔の健康づくり調査研究	25

第5章 計画の推進

1 目標値	26
2 推進体制	27
3 計画の評価	27

資料編

1 清水町民の歯や口腔の健康づくり条例	28
2 清水町歯科保健推進会議規則	29
3 清水町歯科保健推進会議 委員名簿	30
4 清水町歯科保健に関するアンケート調査の概要（令和2年度）	31



第3次清水町歯科保健行動計画の概要

1 計画策定の根拠

平成28年3月に「清水町民の歯や口腔の健康づくり条例」（平成23年条例第3号）に基づき「第2次歯科保健行動計画」を策定し、歯科口腔保健に関する施策の総合的な取組を行ってきました。一方で、新たな課題も明らかになっていることから、さらなる取組が求められる中、第2次の計画期間が令和2年度で終了するにあたり、これまでの歯科保健事業の進捗状況や評価を踏まえ、歯科保健施策を効果的に推進するため、本計画を策定しました。

2 策定の趣旨

歯・口腔の健康づくりは、生涯にわたり健康で心豊かな生活を送ることにつながります。

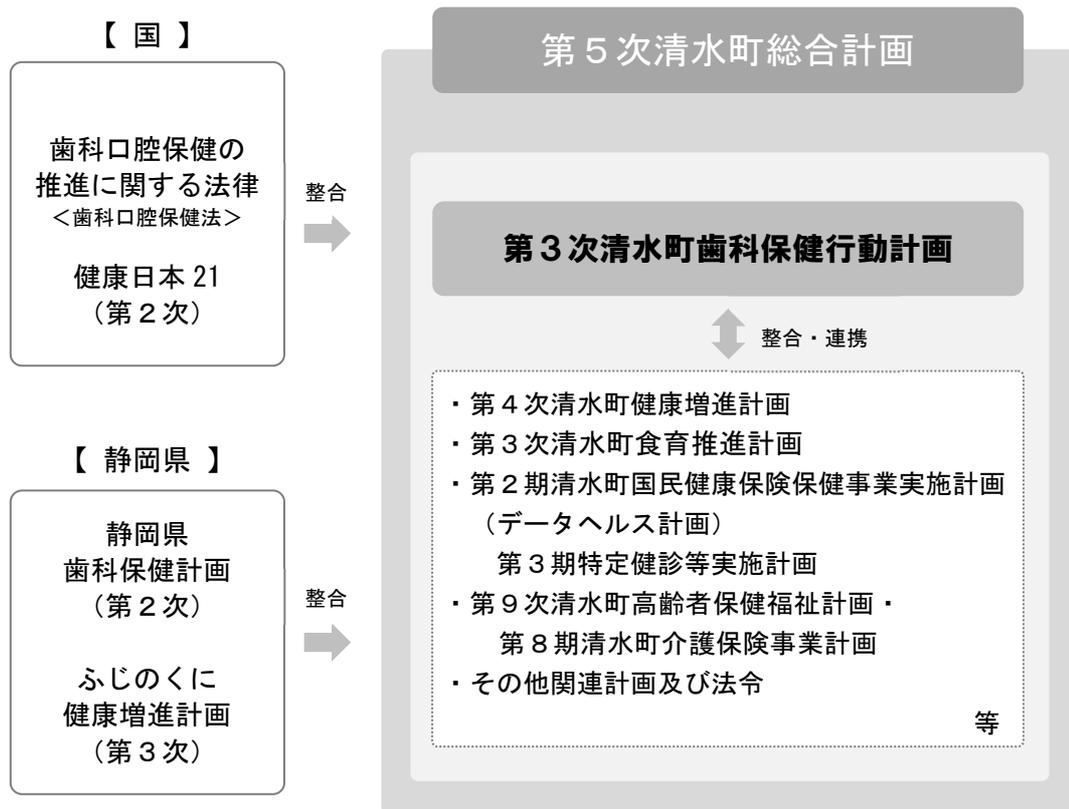
国においては平成24年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本事項」が制定され、歯・口腔の健康づくりの指針が示され、静岡県においても、平成23年に「静岡県民の歯や口の健康づくり条例」に基づく「静岡県歯科保健計画」が策定されました。

我が国の平均寿命は延び続ける中、できるだけ自立した状態で暮らせる状態を維持するため、健康寿命の延伸が重要です。歯・口腔の機能低下は、身体の虚弱にもつながるため、常日頃から歯や口腔の健康づくりに心がけ 歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療することが重要です。

このような現状を踏まえ、町民一人ひとりの生涯にわたる歯や口腔の健康づくりを総合的に実現するために、町民・地域・行政・関係機関などが目標を共有し、歯科保健を推進することで、生涯にわたり、健やかで、心豊かに暮らせることを目指して本計画を策定します。

3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、第2次歯科保健行動計画と同様、「清水町民の歯や口腔の健康づくり条例」第8条の規定に基づく計画です。
- (2) 本計画は、「第5次清水町総合計画」の基本目標の一つである“誰もがやすらぎと生きがいを感じる「笑街健幸」のまち”の実現に向けた「第4次清水町健康増進計画」などと整合のとれた計画です。



4 SDGSの実現に向けた取組

「SDGS(持続可能な開発目標)」は、2015年の国連サミットで採択された2030年を年限とする国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットで構成されており、環境・社会・経済にまたがる多くの課題への、統合的な取組を求めています。



第3次歯科保健行動計画では、関連するSDGSのゴールを示し、歯と口腔の健康づくりの行動推進によって、様々な課題の解決にむけ、貢献できるよう努めます。

歯科保健推進計画と関連するSDGs

3 すべての人に健康と福祉を



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

5 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年間とします。ただし、計画期間中に社会情勢の変化等が生じた場合は必要に応じ見直しを行います。

令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
第3次清水町歯科保健行動計画									
第5次清水町総合計画									
第4次清水町健康増進計画									



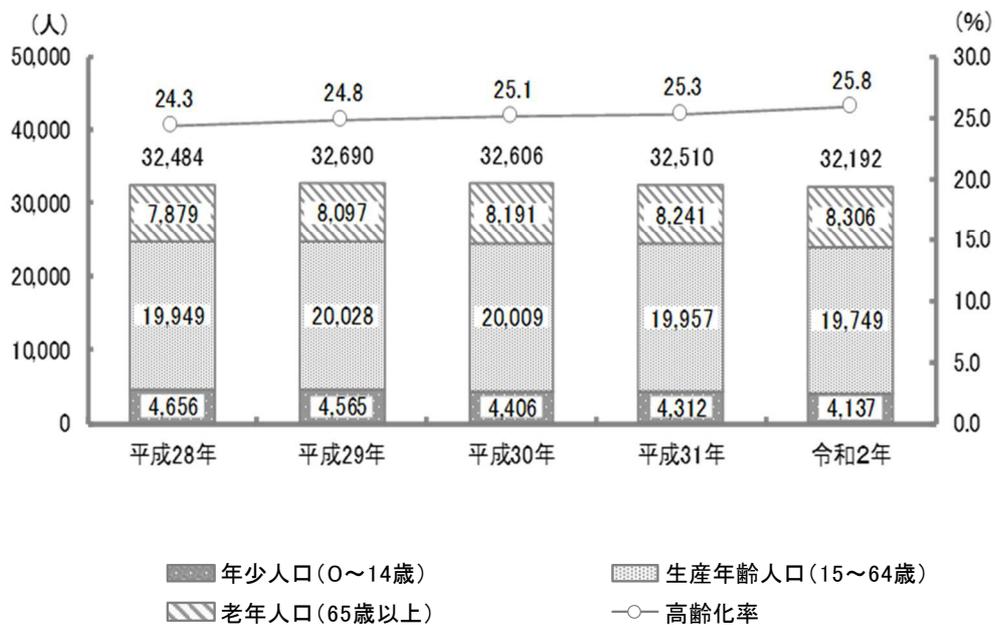
清水町の現状

1 人口の動向

総人口は、平成29年以降減少しており、令和2年では32,192人となっています。

また、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少している一方で、老年人口（65歳以上）は増加しており、令和2年4月時点での高齢化率は25.8%となっています。

年齢3区分人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 歯科保健をめぐる状況

(1) 第2次歯科保健行動計画中の新たな取組

平成28年度から5年間「第2次歯科保健行動計画」を基に、下記の取組を実施しました。

平成28年度	<ul style="list-style-type: none">2歳児、2歳6か月児を対象に、歯科健診及び希望者のフッ化物歯面塗布（フッ化物塗布）を開始
平成30年度	<ul style="list-style-type: none">新成人歯科個別健診開始時期を1月から12月に変更し、より受診しやすい環境へ整備特定健診結果から血糖値、歯科医院受診状況等から抽出した者への糖尿病性腎症重症化予防事業を開始
平成31年度 令和元年度	<ul style="list-style-type: none">町内幼稚園、保育所（園）に在園の5歳児のうち、希望者に対してフッ化物洗口（フッ素うがい）を10月から開始
令和2年度	<ul style="list-style-type: none">町内幼稚園、保育所（園）に在園の5歳児対象のフッ化物洗口の開始時期を前年度より1ヶ月早め、9月開始

(2) 第2次歯科保健行動計画の評価

「第2次清水町歯科保健行動計画」は、各種行政統計や町民アンケート等を基に、指標が設定されています。それぞれの指標ごとに、目標達成状況を整理しました。

11項目中4項目が目標を達成しています。歯科健診を受けている人の割合が増加していますが、歯周病（進行した歯周炎）にかかっている人の増加や、むし歯の経験がある子供が増加している傾向が見られます。

【評価方法】

現状値と目標値を比較するとともに、策定時とも比較し、それぞれ以下のとおりに評価しました。

評価	基準
◎	目標値を達成している
○	目標値には達しないが策定時から改善している（策定時の1割以上）
△	策定時から変化なし（策定時の1割未満）
×	策定時から悪化している

	指標	策定時	目標値	現状値	評価
(1)	8020 推進員養成講座修了者数	256 人	350 人以上	387 人	◎
(2)	8020 コンクール参加者数	18 人	増加	44 人	◎
(3)	80 歳で自分の歯を 20 本以上持っている人の割合	44.0%	50%以上	56.3%	◎
(4)	乳歯にむし歯の経験がある3歳児の割合	13.9%	10%以下	10.5%	○
(5)	乳歯にむし歯の経験がある5歳児の割合	41.4%	35%以下	42.9%	×
(6)	永久歯にむし歯の経験がある小学6年生の割合	26.4%	20%以下	24.7%	△
(7)	永久歯にむし歯の経験がある中学3年生の割合	26.9%	20%以下	30.4%	×
(8)	歯周病にかかっている人の割合（40歳～64歳）	39.3%	35%以下	48.4%	×
(9)	歯科清掃用具の使用割合（35歳以上）	64.7%	70%以上	66.1%	△
(10)	1年に1回以上定期的に歯科健診を受けている人の割合（19歳～34歳）	31.0%	35%以上	39.7%	◎
(11)	1年に1回以上定期的に歯科健診を受けている人の割合（65歳～74歳）	47.0%	65%以上	59.1%	○

【現状値の出典】

- (1) 8020 推進員研修会修了者（令和2年度）
- (2) 令和元年度 清水町歯むカムケア 8020 コンクール結果
- (3) 令和元年度 清水町 8020 実態調査（町内歯科診療所受診者）
- (4) 令和元年度 清水町 3歳児健康診査結果〔歯科〕
- (5) 令和元年度 静岡県 5歳児歯科調査結果
- (6)・(7) 令和元年度 駿東地区教育協会 定期健康診断結果
- (8) 令和元年度 清水町歯科口腔健診結果
- (9)・(10)・(11) 清水町健康づくりに関するアンケート調査（令和元年10月）

(3) 目標の達成状況と現状等

① ^{はちまるにいまる} 8020推進員研修会修了者推移について

指 標	目標値	前回調査時	今回調査時	評価
8020推進員養成講座修了者数	350人以上	256人	387人	◎

前回調査時 指標の出典：8020推進員研修会修了者(平成26年3月時点)

今回調査時 指標の出典：8020推進員研修会修了者(令和2年10月時点)

- 毎年 8020 推進員養成講座を開催し、修了者数は増加しています。今後も養成に努めていきます。

推進員となった後は、小学校、中学校で開催する歯科出前講座へのボランティア協力や、県歯科医師会主催の 8020 県大会への参加等の活動を行っています。

② ^{はちまるにいまる} 8020コンクール参加者数について

指 標	目標値	前回調査時	今回調査時	評価
8020コンクール参加者数	増加	18人	44人	◎

前回調査時 指標の出典：平成27年度 清水町嚙むカムケア8020コンクール結果

今回調査時 指標の出典：令和元年度 清水町嚙むカムケア8020コンクール結果

- 8020 コンクールの参加者数は、前回調査時に比べて増加しています。高齢者の歯科保健推進の一つとして、今後も参加者の増加を目指しながら、若い世代からの啓発活動も進めていきます。

③ 80歳で自分の歯を20本以上持っている人の割合について

指 標	目 標 値	前 回 調 査 時	今 回 調 査 時	評 価
80歳で自分の歯を20本以上 持っている人の割合	50%以上	44.0%	56.3%	◎

前回調査時 指標の出典：平成26年度 清水町8020実態調査

今回調査時 指標の出典：令和元年度 清水町8020実態調査

- 町内の歯科診療所を受診した80歳以上の方で、自分の歯を20本以上持っている方の割合は増加しており、目標値を大幅に上回っています。誰もが生涯にわたり、自分の歯で食事ができ、豊かに楽しく過ごせるように、今後も8020運動の推進に努めていきます。

④ 乳歯のむし歯がある子※の割合(3歳)について

指 標	目標値	前回調査時	今回調査時	評価
乳歯のむし歯がある子の割合 (3歳)	10%以下	13.9%	10.5%	○

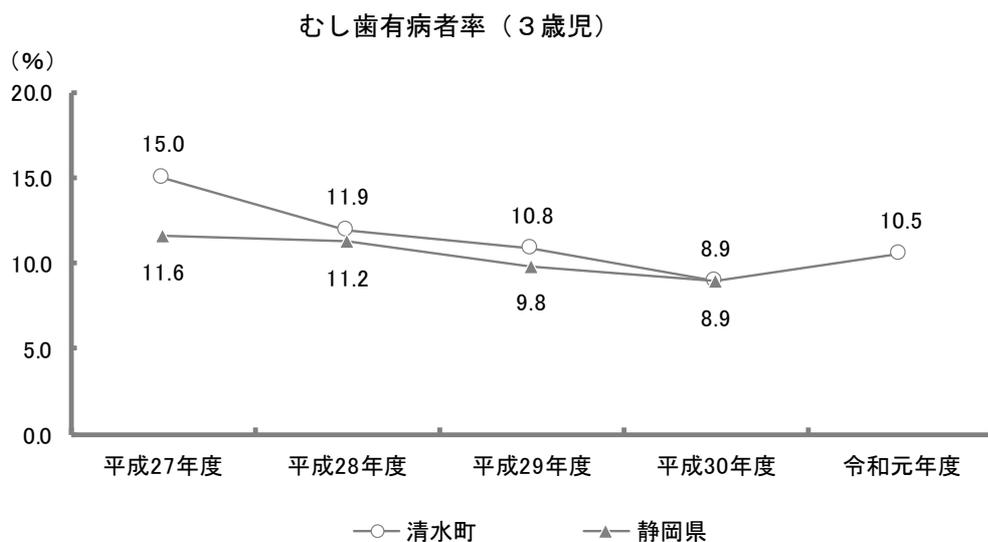
前回調査時 指標の出典:平成26年度 静岡県3歳児歯科調査結果

今回調査時 指標の出典:令和元年度清水町3歳児健康診査(歯科)

- 3歳児のむし歯のある子の割合は年により増減はあるものの減少傾向にあります。

現在実施しているフッ化物事業等も含め、乳幼児期からの減少が続くよう、むし歯予防についての対策をさらに強化していく必要があります。

※むし歯がある子：むし歯の経験がある者



資料：静岡県総合健康センター

令和元年度清水町3歳児健康診査（歯科）

※令和元年度 県数値未確定 令和2年12月時点

⑤ 乳歯のむし歯がある子※の割合(5歳)について

指 標	目標値	前回調査時	今回調査時	評価
乳歯のむし歯がある子の割合 (5歳)	35%以下	41.4%	42.9%	×

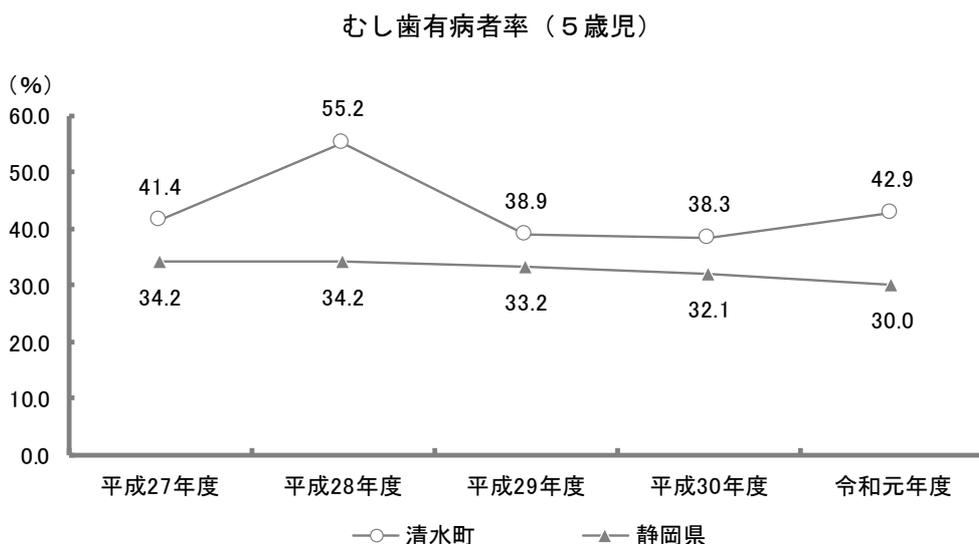
前回調査時 指標の出典:平成26年度 静岡県5歳児歯科調査結果

今回調査時 指標の出典:令和元年度 静岡県5歳児歯科調査結果

- 5歳児のむし歯のある子の割合は年によりばらつきはありますが、平均して4割にむし歯があり、依然として県の平均よりも高い値です。

現在実施しているフッ化物塗布やフッ化物洗口事業、歯みがき指導や食事指導を継続しながら、今後も乳幼児の頃からのむし歯予防についての対策を、対象の拡大等も視野に入れながらさらに強化していく必要があります。

※むし歯がある子：むし歯の経験がある者



資料：静岡県総合健康センター

【 フッ化物事業の取組 】

平成27年度	1歳6か月児・3歳児健診時にフッ化物塗布の開始
平成28年度	2歳児・2歳6か月児を対象に歯科健診及び希望者のフッ化物塗布を開始
令和元年度	町内幼稚園、保育所（園）に在園の5歳児のうち、希望者に対してフッ化物洗口を10月から開始

⑥ 永久歯のむし歯がある子※の割合（小学6年生）について

指 標	目標値	前回調査時	今回調査時	評価
永久歯のむし歯がある子の割合（小学6年生）	20%以下	26.4%	24.7%	△

前回調査時 指標の出典：平成26年度 学校歯科健康診断結果（静岡県）

今回調査時 指標の出典：令和元年度 駿東地区教育協会 定期健康診断結果

- 小学6年生のむし歯のある子の割合は減少していますが、県と比較すると、むし歯の割合は上回っています。

小学4年生対象に歯科衛生士による歯科出前講座を実施していますが、引き続き、学校でも歯みがきの時間を設け、学級担任や養護教諭が呼びかけを行い、自宅だけではなく、学校においても適正な歯みがきを実施していきます。

※むし歯がある子：むし歯の経験がある者

⑦ 永久歯のむし歯がある子※の割合（中学3年生）について

指 標	目標値	前回調査時	今回調査時	評価
永久歯のむし歯がある子の割合（中学3年生）	20%以下	26.9%	30.4%	×

前回調査時 指標の出典：平成26年度 学校歯科健康診断結果（静岡県）

今回調査時 指標の出典：令和元年度 駿東地区教育協会 定期健康診断結果

- 中学3年生のむし歯の割合は、年によりばらつきはあるものの、減少傾向です。

引き続き、中学1年生対象の歯科衛生士による歯科出前講座を実施し、むし歯や歯肉炎の早期発見、治療に向けて、8020運動についても啓発を進め、ブラッシング指導や歯科清掃用具（デンタルフロス等）の使い方に加えて、歯と口腔の健康だけではなく、糖尿病などの生活習慣病予防にもつなげていきます。

※むし歯がある子：むし歯の経験がある者

⑧ 歯周病(進行した歯周炎)にかかっている人の割合(40歳～64歳)について

指 標	目標値	前回調査時	今回調査時	評価
歯周病にかかっている人の割合(40歳～64歳)	35%以下	39.3%	48.4%	×

前回調査時 指標の出典:平成26年度清水町歯科口腔健診結果

CPI(地域歯周疾患指数)コード3または4以上の者の割合

今回調査時 指標の出典:令和元年度清水町歯科口腔健診結果

CPI 歯周ポケット1または2

- 町の歯科口腔健診を受けた40歳～64歳の中で、歯周病にかかっている人の割合は増加しており、受診者の約5割が歯周病(進行した歯周炎)に罹患しています。

また、町の歯科口腔健診全体の受診率の低さは続いており、成人の歯科保健推進の一つとして、今後も健診の受診者増加を目指し、若い世代からの歯周病予防についての啓発に努めていきます。

【清水町歯科口腔健診】対象40歳以上

年 度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
受診率	5.4%	6.3%	2.7%	3.2%	3.1%	3.3%

⑨ 歯科清掃用具(デンタルフロスや歯間ブラシ)の使用割合(35歳以上)について

指 標	目標値	前回調査時	今回調査時	評価
歯科清掃用具の使用割合(35歳以上)	70%以上	64.7%	66.1%	△

前回調査時 指標の出典:平成27年度 清水町歯と口腔等に関するアンケート結果

今回調査時 指標の出典:令和元年度 清水町健康づくりに関するアンケート結果

- 令和元年度に実施した清水町健康づくりに関するアンケートによると、歯科清掃用具(デンタルフロスや歯間ブラシ)を使用している人の割合はやや増加しましたが、歯科清掃用具を用いての清掃について、「毎日」「ときどき」の割合が、7割には届いていませんでした。ブラッシングだけでなく今後もより多くの人に歯間の清掃用具を正しく使用してもらえるよう、普及、啓発に努めていきます。

⑩ 1年に1回以上定期的に歯科健診を受けている人の割合(19歳～34歳)について

指 標	目標値	前回調査時	今回調査時	評価
1年に1回以上定期的に歯科健診を受けている人の割合 (19歳～34歳)	35%以上	31.0%	39.7%	◎

前回調査時 指標の出典:平成27年度 清水町歯と口腔等に関するアンケート結果

今回調査時 指標の出典:令和元年度 清水町健康づくりに関するアンケート結果

- 令和元年度に実施した清水町健康づくりに関するアンケートによると、目標値を達成していますが、今後も、多くの方がかかりつけ歯科医を持ち、1年に1回は定期的に歯科健診を受けてもらえるよう、また、メンテナンスも続けてもらえるよう、さらに啓発していきます。

⑪ 1年に1回以上定期的に歯科健診を受けている人の割合(65歳～74歳)について

指 標	目標値	前回調査時	今回調査時	評価
1年に1回以上定期的に歯科健診を受けている人の割合 (65～74歳)	65%以上	47.0%	59.1%	○

前回調査時 指標の出典:平成27年度 清水町歯と口腔等に関するアンケート結果

今回調査時 指標の出典:令和元年度 清水町健康づくりに関するアンケート結果

- 令和元年度に実施した清水町健康づくりに関するアンケートによると、1年に1回以上定期的に歯科健診を受けている人の割合(65歳～74歳)は、前回調査よりは増加していましたが、目標値には達成していませんでした。今後も、歯科健診の必要性について啓発を行い、歯周病やオーラルフレイル予防等のためにも受診率の向上に努めていきます。

3 歯科保健に関するアンケート調査からの主な特徴

調査対象 清水町在住の18～79歳の方を無作為抽出

調査期間 令和2年7月17日から令和2年8月7日まで

回収状況 配布数1,000通 有効回答数 374通 有効回答率 37.4%

(1) はちまるにいまる 8020運動の推進

【アンケート調査結果からの特徴】

- 歯の本数について、性・年齢別で見ると、「19本以下」と答えた方の割合は、70歳以上の男性で45.5%、70歳以上の女性で23.7%となっており、男女の間で差があります。
- 食事を噛（か）んで食べる時の状態について、男性、女性ともに年齢が高くなるにつれて、「一部噛めない食べ物がある」の割合が高くなる傾向がみられ、性別で比較すると、女性の方が男性より「なんでも噛んで食べることができる」の割合が高くなる傾向がみられます。
- 8020運動の認知度について、性・年齢別で見ると、女性に比べ、男性で「知らない」の割合が高く、特に男性、女性ともに、20歳代の割合が最も高くなっています。
- 町の歯科口腔健診の受診について、全体で「受けていない」と答えた方の割合は、75.9%となっており、健診を受けない理由としては、「気にならない」が49.8%と最も高く、次いで「時間がない」が22.3%となっています。

(2) むし歯や歯周病の予防

【アンケート調査結果からの特徴】

- 歯間清掃用具を用いての清掃について、「毎日」「ときどき」の割合が、6割以上となっています。噛んで食べる時の状態別の中で、「噛めない食べ物が多い」と答えた人の83.3%が、歯間清掃用具を使っていないことがわかりました。
- むし歯予防のために、フッ素（フッ化物）を使った製品等の使用について、男性の年齢が低くなるほど「フッ素（フッ化物）入り歯みがき剤を使っている」の割合が高くなる傾向がみられます。
- 歯科健診の定期的な受診について、男性、女性とともに、年齢が高くなるにつれて「定期的に受けている」の割合が高くなる傾向がみられ、特に女性の60歳以上の割合が高くなっています。歯科健診に行きたくなるために、どのような条件が必要かについて、「通常健康診断や人間ドックで歯科の項目があれば行く」が38.4%と最も高く、次いで「個人負担が軽ければ行く」「土曜日や日曜日の昼間であれば行く」となっています。

(3) 歯や口腔の健康づくり

【アンケート調査結果からみる特徴】

- 今の自分の歯や口腔の状態を健康だと思わない人が、現在治療のために歯科医院に通っていない割合は59.7%でした。理由として「治療へ行くほど困っていない」が36.6%と最も高く、次いで「お金がかかる」「面倒くさい」「時間がない」となっています。
- 歯科医院の通院が困難な場合、歯科医師や歯科衛生士の訪問診療の認知度について、年齢が高くなるにつれて「知っている」の割合が高くなる傾向がみられます。



計画の目指す姿

1 理念と目指す方向

生涯にわたり健康で心豊かな生活を送るには、食事や会話、趣味等を楽しめる健康状態が欠かせません。そのためには、常日頃から歯や口腔の健康づくりに心がけ、歯科疾患を予防するとともに歯科疾患を早期に発見し、早期に治療することが重要です。

このため、町では、「清水町民の歯や口腔の健康づくり条例」において生涯にわたる歯や口腔の健康づくりに関する町民の自主的な努力を促進しつつ、保健医療、公衆衛生、社会福祉、教育その他関係機関と連携し、町民の歯や口腔の健康づくりを効果的に推進していくものとします。

本計画では、「清水町民の歯や口腔の健康づくり条例」の理念を踏まえ、目指す方向性を、これまでの歯科保健行動計画から引き続き、『一生おいしく食べて楽しく話せるように口の健康づくりをしましょう』とし、生涯を通じた歯科保健を推進します。

2 基本施策

「清水町民の歯や口腔の健康づくり条例」第7条の歯科保健施策の基本となる事項を4つの柱として計画を推進します。

基本施策1 はちまるにいまる **8020運動の推進**

基本施策2 **むし歯や歯周病予防対策**

基本施策3 **歯科救急医療体制の整備**

基本施策4 **歯や口腔の健康づくり調査研究**



施策の展開

1 はちまるにいまる 8020運動の推進

健康で心身ともに豊かに過ごすため、食べることや会話をするなどコミュニケーションにかかわる重要な役割を果たす口腔機能の維持向上を支援します。

また、死因の上位である肺炎、特に誤嚥性肺炎は、口腔機能を維持向上することで予防することが可能です。高齢期の町民や要介護者等が心身的、社会的に健康な生活を送れるよう、口腔機能の維持向上のための取組を検討していきます。

さらに、乳幼児期から口腔機能の発育への支援をするため、各専門職や関係機関と連携し、機能・形態・生活習慣等の多方面から支援できる体制づくりを構築します。

(1) はちまるにいまる 8020運動を推進する

具体的な取組

取組	取組内容	主体、連携する関係機関・団体
8020 達成者の表彰	○「噛むカムケア 8020 コンクール」を実施し、表彰者を広報紙に掲載し、周知する。 ○歯科口腔健診時に、歯の本数を伝える。	歯科医師会 健幸づくり課 福祉介護課 シニアクラブ、 健康づくり推進委員等の各団体
	○8020 コンクール達成者にインタビューを行い、達成者の声を取り上げ周知する。(広報紙・掲示物等)	
	○8020 コンクールをPRし、参加者を呼びかける。	
人材育成	○各種団体等に 8020 推進員研修会を実施する。	歯科医師会 健幸づくり課
8020 推進員活動の支援	○歯科保健活動の啓発やフォローアップ研修を目的とした 8020 推進員連絡会を実施する。	健幸づくり課 8020 推進員 食育推進ボランティア
	○歯科出前講座に参加する。	
	○良く噛んで食べることの大切さを取り入れた研修会等を行う。	

取組	取組内容	主体、連携する関係機関・団体
8020 運動の普及・啓発	○パペットや紙芝居を用いて、むし歯予防について啓発する。	歯科医師会 健幸づくり課 歯科衛生士会 8020 推進員 幼稚園、保育所 小学校、中学校
	○8020 推進静岡県大会への参加を 8020 推進員に呼びかける。	
	○歯科出前講座等で 8020 運動を啓発する。	

2 むし歯や歯周病予防対策

町民が歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において歯と口腔の疾患予防を行うことを促進するため、歯と口腔の健康づくりに関する知識の習得及び歯と口腔の疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発を推進します。

乳幼児期から高齢期に至るまで、全てのライフステージにおいて、保健、医療、福祉、教育等の様々な分野の関係者が実施する保健事業を通じて、町民の歯と口腔の健康づくりを推進します。

(1) 歯みがきの習慣を身につけ、実践する

具体的な取組

取組	取組内容	主体、連携する関係機関・団体
歯みがきの習慣化	○食後の歯みがきやブクブクうがいを継続して指導する。	歯科医師会 幼稚園、保育所 健幸づくり課 歯科衛生士 8020 推進員等 各団体
	○幼児歯みがき教室等を実施し、歯みがきチェック(歯垢染め出し等)を行う。 ○仕上げみがきの必要性について指導する。	
	○歯みがき手順表を配布する。	
	○仕上げみがきの重要性を周知するとともに、仕上げみがきカレンダーを作成し、配布する。(3・4・5歳向け)	
正しい歯みがき方法の定着	○給食後の歯みがきを継続して指導する。	小学校、中学校 健幸づくり課 歯科衛生士 8020 推進員
	○歯みがきチェック(歯垢染め出し)	
	○歯科出前講座を町内の小学校4年生、中学校1年生を対象に実施。 ※希望により対象学年の拡大	
	○歯科清掃用具(デンタルフロスなど)の使い方等について指導する。	
歯みがきの実践指導	○食後の歯みがきやうがいの習慣を指導する。	高等学校 健幸づくり課
	○高等学校年代にアンケート調査等を行い、現状把握した上で、歯科保健の啓発等を行う。	

(2) 歯科健診を実施し、早期発見・早期治療につなげる

具体的な取組

取組	取組内容	主体、連携する関係機関・団体
歯科健診後の受診勧奨の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○歯科健診を実施し、早期発見・早期治療勧奨の強化治療勧告を行う。 ○未治療の子供の保護者に呼びかける。 ○治療済み証の提出や確認を行う。 	幼稚園、保育所 小学校、中学校 高等学校 歯科医師会
むし歯の早期発見・早期治療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関や幼児健診、乳幼児健康相談等の中で、歯科健診、歯科相談等を行う。 ○保護者への歯科健診を検討する。 	健幸づくり課 歯科医師会 歯科衛生士
フッ化物※ ₁ 事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児等に対してフッ化物歯面塗布・フッ化物洗口を行う。 ○各年代において、フッ化物を適切に利用できるよう啓発し、適宜、実践指導していく。 	歯科医師会 健幸づくり課 歯科衛生士 幼稚園、保育所
定期的な歯科健診の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ歯科医をもつ。 ○新成人に対し、無料歯科口腔健診を実施する。 ○30歳、35歳等への定期的な歯科健診を推奨する歯科口腔健診を実施する。 ※随時、健診対象者の拡大等を検討する。 ○40歳以上を対象に歯科口腔健診を実施する。 ○歯科口腔健診未受診者対策を実施する。 ○糖尿病等重症化予防対策として、歯周病セルフチェックを実施する。 	健幸づくり課 歯科医師会 医師会 薬剤師会 歯科衛生士 小学校、中学校、高等学校
通院・診療困難者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者歯科保健体制について検討する。 ○障がいのある人、介護を必要とする人の歯と口腔の健康づくりの必要性等を普及する。 ○在宅歯科医療窓口や障がい者歯科相談医・歯科診療所などの歯科口腔保健サービスの情報を普及する。 	歯科医師会 福祉介護課 健幸づくり課 地域包括支援センター 関係団体

※₁ フッ化物（フッ素）：歯垢（プラーク）の細菌の活動を抑える、溶けたエナメル質の修復、歯質強化をするなど、むし歯の発生を防ぐ効果があり、予防に有効な成分として注目されています。

(3) むし歯や歯周病についての知識を普及する

具体的な取組

取組	取組内容	主体、連携する関係機関・団体
むし歯や歯周病予防教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健だよりに、歯科保健をテーマとした記事を掲載する。 ○保健室の前等に歯科に関する掲示をする。 ○学校保健委員会などで、歯科保健をテーマにする。 ○教諭や職員等へ歯科保健に関する情報提供を行う 	小学校、中学校 高等学校 歯科医師会 幼稚園、保育所
歯周病予防や口腔機向上のための教育や相談の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○母子健康手帳交付時に、歯科健診の受診券を交付し、健診を実施する。 ○マタニティ教室で歯科衛生士がブラッシング指導を行う。 ○母子健康手帳アプリ等で動画による情報発信を行う。 	健幸づくり課 歯科医師会 歯科衛生士
	<ul style="list-style-type: none"> ○各種団体等に対して、歯科講座の実施。 ○各種歯科相談時（地域健康相談、在宅歯科訪問、訪問型介護予防等）に、歯周病予防についての助言を強化する。 	健幸づくり課 福祉介護課 歯科医師会 歯科衛生士 地域包括支援センター <small>関係団体</small>
	<ul style="list-style-type: none"> ○後期高齢者歯科健診、受診勧奨、歯科健診について啓発する。 	健幸づくり課 シニアクラブ
	<ul style="list-style-type: none"> ○SNSや広報紙等で歯の健康づくりや、歯科清掃用具（歯ブラシ、デンタルフロス等）、フッ素入り歯みがき剤等についての知識を普及する。 	健幸づくり課
	<ul style="list-style-type: none"> ○糖尿病等重症化予防と歯周病予防についての関連等を周知する。 	歯科医師会 医師会 薬剤師会 健幸づくり課

(4) 歯の大切さについて啓発する

具体的な取組

取組	取組内容	主体、連携する関係機関・団体
歯の大切さについての啓発	○歯の健康まつりを開催し、PRする。 ○「歯・口の健康に関する図画ポスター・標語」の募集、応募する。	歯科医師会 健幸づくり課 幼稚園、保育所 小学校、中学校 8020推進員等 各団体
	○広報紙でむし歯・歯周病予防について取り上げる。 ○健診PR冊子等の中で歯科保健事業について取り上げる。	健幸づくり課 健康づくり推進委員
	○歯科だより・情報紙等を発行する。	幼稚園、保育所
	○歯や口腔の健康づくりのための記録帳作成を検討する。	健幸づくり課 歯科医師会
オーラルフレイル※ ₂ に関する知識の普及	○行事やイベント等でオーラルフレイルやその予防に関する知識を普及する。	歯科医師会 健幸づくり課 福祉介護課

※₂ オーラルフレイル：口に関するささいな衰えを放置したり、適切な対応を行わないままにしたりすることで、口の機能低下、食べる機能の障がい、さらには心身の機能低下まで繋がる負の連鎖が生じてしまうことに対して警鐘を鳴らした概念です。

日頃の生活習慣によって要介護状態に移行することもあり、逆に健常な状態に戻ることも可能な状態です。

3 歯科救急医療体制の整備

地域やライフステージを問わず、適切かつ良質な歯と口腔に関わる保健、医療、福祉に係るサービスを受けることが出来るよう、情報の提供、関連機関等との連携による歯科救急医療体制の構築及び充実を図ります。

また、大規模災害発生時等に備え、歯科保健医療の情報提供や、口腔ケア用品の備蓄など、歯科保健医療支援活動を円滑に実施できるよう、歯科医師会等との連携体制の整備を進めます。

(1) 歯科救急医療体制を整備する

具体的な取組

取組	取組内容	主体、連携する関係機関・団体
歯科救急医療体制の整備	○休日の歯科診療を実施する。	歯科医師会 静岡県、清水町
大規模災害時等の歯科保健医療に関する整備	○保健医療福祉関係者等、企業、ボランティア等の支援団体等との連携を図り、平素からの生活用品、口腔ケア用品の備蓄に努める。 ○大規模災害時等における避難生活を想定し、SNSや広報紙等で口腔ケア用品の必要性や備蓄など啓発する。 ○「清水町災害時健康支援マニュアル」の見直し等を行い、緊急歯科医療体制整備、実際の現場での対策など、災害時に果たすべき役割を明確にする。	歯科医師会 静岡県、清水町 医師会 薬剤師会

4 歯や口腔の健康づくり調査研究

町、県、国等が実施する調査等により、歯と口腔の健康づくりの現状を把握及び分析することで、継続的な歯と口腔の健康づくり対策について研究します。

また、歯科専門職の資質向上や、歯科保健事業の評価根拠の蓄積が行えるよう、業務研究や事例検討等に取り組みます。

(1) 歯科保健についての実態を把握し、町民に情報提供する

具体的な取組

取組	取組内容	主体、連携する関係機関・団体
歯科保健の実態把握と情報提供	○町内幼稚園・保育所の歯科健診結果及び受診状況をまとめ、県等へ報告する。	歯科医師会
	○幼児健診・5歳児健診・学校健診結果をまとめ、報告する。	静岡県 歯科医師会
8020 達成者の状況把握	○80歳以上で歯科医院に受診している人数と80歳以上で20本以上の歯を保有している人の割合を把握する。	歯科医師会
	○町内の8020 達成状況の周知（広報紙・掲示物等）	健幸づくり課
歯と口腔の健康づくりに資する調査研究	○歯科専門職の資質向上や、歯科保健事業の評価根拠の蓄積が行えるよう、業務研究や事例検討等に取り組む。	歯科医師会 健幸づくり課



計画の推進

1 目標値

歯科保健を推進していく上で、施策を実施した成果や達成度を客観的に評価できるよう、目標値を設定します。

なお、第2次歯科保健行動計画に掲げた指標のうち、目標が達成された指標は本計画の評価指標から外しましたが、指標(1)8020推進員養成講座修了者数については、国や県の動向に合わせ、目標値を上方数値に再設定しました。

また、(2)「オーラルフレイル」の言葉を知っている人の割合の指標を追記しました。

	指標	現状値	目標値 (2025年度)
(1)	8020 推進員養成講座修了者数	387 人	450 人以上
(2)	「オーラルフレイル」の言葉を知っている人の割合	13.1%	40%以上
(3)	乳歯にむし歯の経験がある3歳児の割合	10.5%	10%以下
(4)	乳歯にむし歯の経験がある5歳児の割合	42.9%	35%以下
(5)	永久歯にむし歯の経験がある小学6年生の割合	24.7%	20%以下
(6)	永久歯にむし歯の経験がある中学3年生の割合	30.4%	20%以下
(7)	進行した歯周炎にかかっている人の割合 (40歳～64歳)	48.4%	35%以下
(8)	歯間清掃用具の使用割合	64.5%	70%以上
(9)	1年に1回以上定期的に歯科健診を受けている人の割合 (65歳～74歳)	59.1%	65%以上

【現状値の出典】

- (1)8020 推進員研修会修了者 (令和2年度)
- (2)清水町歯科保健に関するアンケート調査 (令和2年10月)
- (3)令和元年度 清水町3歳児健康診査結果 [歯科]
- (4)令和元年度 静岡県5歳児歯科調査結果
- (5)・(6) 令和元年度 駿東地区教育協会 定期健康診断結果
- (7)令和元年度 清水町歯科口腔健診結果
- (8)清水町歯科保健に関するアンケート調査 (令和2年10月)
- (9)清水町健康づくりに関するアンケート調査 (令和元年10月)

2 推進体制

健康づくりは、町民個人の努力と実践が基本となり、主役は町民一人ひとりです。

町では、本計画の実施に対して中心的な役割を担い、効果的に歯科保健施策を実施するよう努めるとともに、町民が生涯を通じて自主的に歯や口腔の健康づくりに取り組めるよう、適切に情報を提供し、多角的に事業を展開します。

そのため、「清水町歯科保健推進会議」や「清水町健康づくり推進協議会」など町民が参画する各種委員会を通じ検証・評価を行います。

また、町民や地域、関係機関・団体と行政が連携・協働する推進体制を構築し、歯科保健を推進します。

3 計画の評価

町では、「清水町歯科保健推進会議」を新たな取組の提案や見直しを行う組織として位置づけ、本計画の進捗状況について報告し、意見を聴取しながら、円滑に事業を実施します。

本計画は、令和7年度（2025年度）を目標年度とします。

目標達成状況については、目標年度に総合評価を行い、次期計画策定に向けた資料とします。



資料編

1 清水町民の歯や口腔の健康づくり条例

平成23年3月23日条例第3号

清水町民の歯や口腔の健康づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、静岡県民の歯や口の健康づくり条例（平成21年静岡県条例第75号）の趣旨に基づき、本町の歯や口腔の健康づくりについての基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに、歯や口腔の健康づくりに関する施策（以下「歯科保健施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、歯科保健施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる町民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯や口腔の健康を保持するためには、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、及び早期に治療することが重要であることから、歯科保健施策は、生涯にわたる歯や口腔の健康づくりに関する町民の自主的な努力を促進しつつ、保健医療、公衆衛生、社会福祉、教育その他関連する施策との有機的な連携により講ぜられるものでなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科保健施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(保健、医療、福祉、教育等に関する者の役割)

第4条 保健、医療、福祉、教育等に関する者は、基本理念にのっとり、町民の歯や口腔の健康づくりの推進並びにそれぞれの者が行う歯や口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、歯や口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、自らの歯や口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第6条 町は、歯科保健施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の基本事項)

第7条 歯科保健施策の基本となる事項（以下「基本事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯や口腔の健康づくりを進める運動をいう。）を推進すること。
- (2) むし歯や歯周病の予防対策を推進すること。
- (3) 歯科救急医療体制の整備を推進すること。
- (4) 歯や口腔の健康づくりに必要な調査研究を推進すること。

(歯科保健行動計画)

第8条 町長は、歯科保健施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、清水町歯科保健行動計画（以下「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく町の健康増進計画その他健康づくりに関する計画と整合するものでなければならない。

3 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 基本事項に基づく歯科保健施策
- (2) 前号の歯科保健施策を効果的に推進するための基本事業及び目標
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歯科保健施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 町長は、行動計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 町長は、歯科保健施策の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに行動計画を見直すものとする。

6 第4項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(歯科保健推進会議)

第9条 町は、歯科保健施策の円滑な推進を図るため、清水町歯科保健推進会議（以下「歯科保健推進会議」という。）を置く。

2 歯科保健推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 清水町歯科保健推進会議規則

○清水町歯科保健推進会議規則

平成23年3月31日規則第2号

改正

平成26年1月7日規則第1号
平成27年9月30日規則第21号
令和2年6月22日規則第28号

清水町歯科保健推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、清水町民の歯や口腔の健康づくり条例(平成23年条例第3号。以下「条例」という。)第9条第2項の規定に基づき、清水町歯科保健推進会議(以下「推進会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第8条に定める清水町歯科保健行動計画の策定に関して意見を述べること。
- (2) 歯科保健(歯と口における健康の保持及び増進を言う。以下同じ。)の実態把握に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歯科保健の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 歯科医師
- (2) 歯科衛生士
- (3) 学識経験者
- (4) 歯科保健に関する団体等の代表
- (5) 幼稚園、小学校及び中学校の保護者の代表
- (6) 町職員
- (7) 公募による者
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し識見を有する者及び関係者に対して会議への出席を求め、意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健幸づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の規定に基づき、新たに委嘱又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱又は任命した日から平成24年2月29日までとする。

附 則 (平成26年1月7日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年9月30日規則第21号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月22日規則第28号)

この規則は、令和2年7月13日から施行する。

3 清水町歯科保健推進会議 委員名簿

令和2年度清水町歯科保健推進会議委員名簿

敬称略 順不同

	氏名	所属団体等	備考
1	崎川 禎彦	駿東歯科医師会清水町支部	会長
2	佐藤 尚美	在宅歯科衛生士	副会長
3	古谷 みゆき	静岡県東部健康福祉センター (歯科医師)	
4	久保田 暢子	8020 推進員 (保健委員会OB会)	
5	等々力 啓夫	清水町シニアクラブ連合会	
6	佐藤 美夏	清水町幼稚園PTA連絡協議会	
7	原 哲也	清水町PTA連絡協議会	
8	新井 良江	公募	
9	塩谷 知里	静岡県立沼津商業高等学校 (養護教諭)	
10	中村 佳規	清水町教頭会	
11	田中 恵美子	清水町養護教諭	
12	渡邊 真由美	町立幼稚園	
13	羽切 有子	町立保育所	

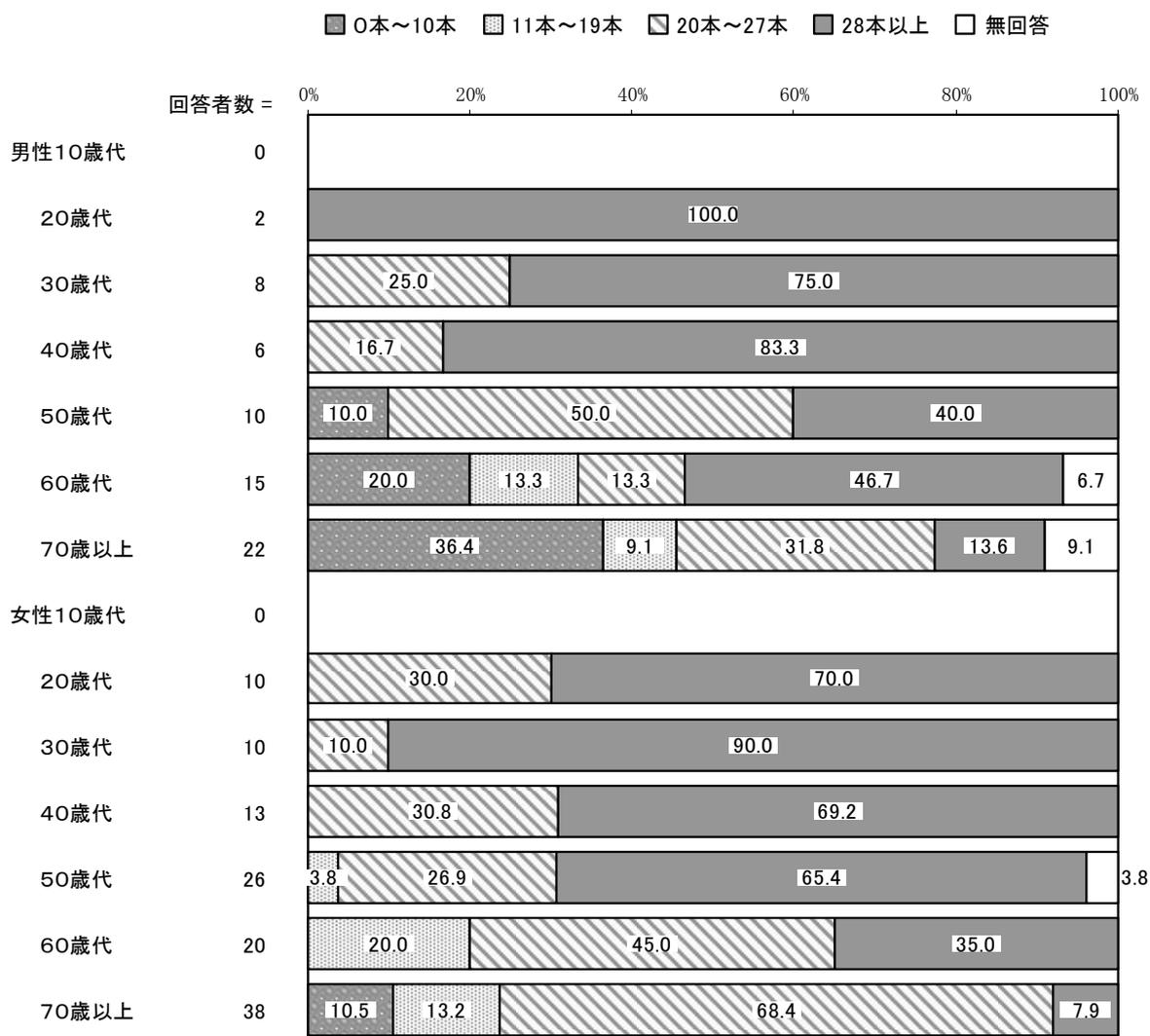
4 清水町歯科保健に関するアンケート調査の概要（令和2年度）

（1）8020運動の推進

【アンケート調査結果からの特徴】

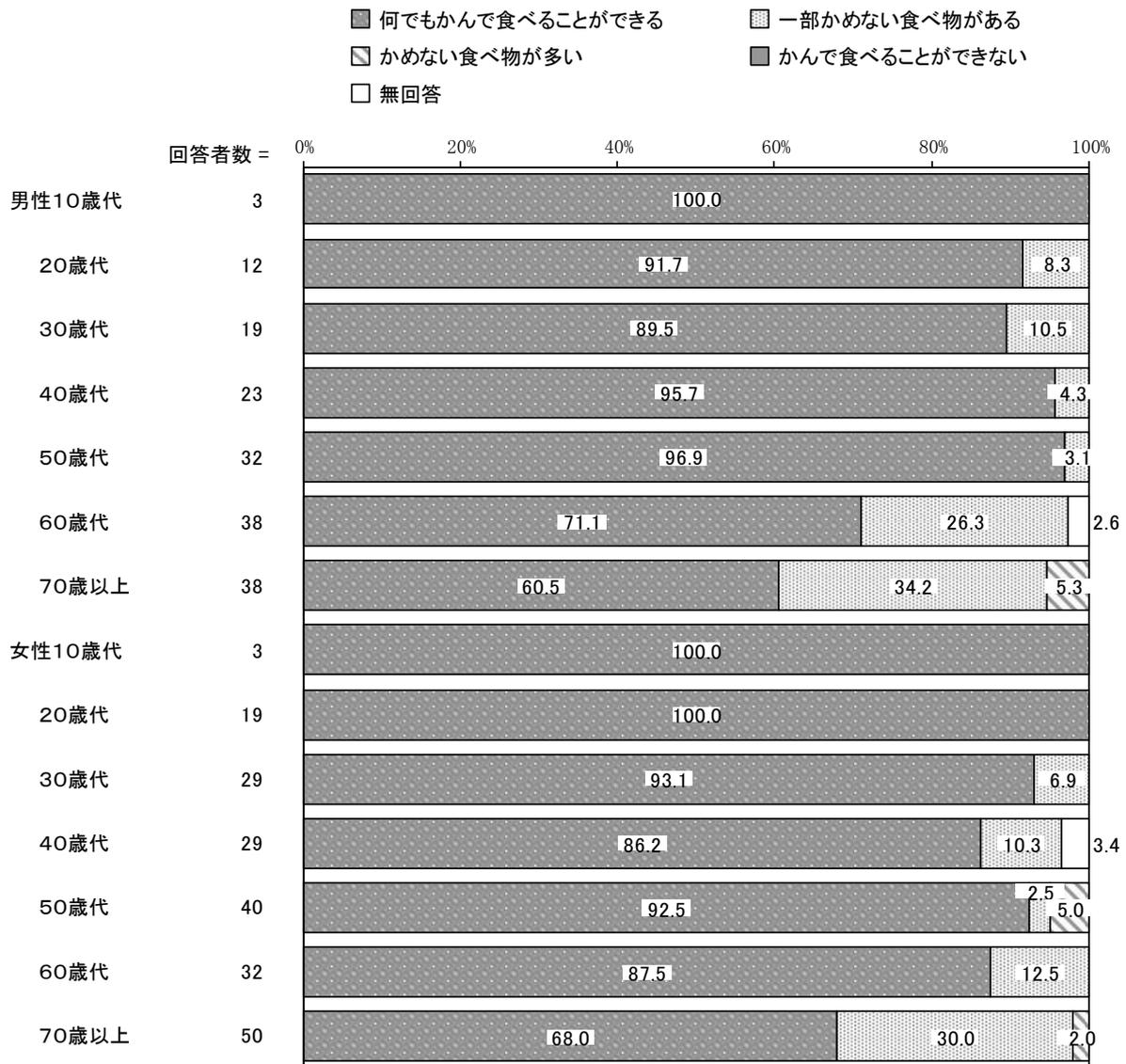
歯の本数について、性年齢別でみると、「19本以下」と答えた方の割合は、70歳以上の男性で45.5%、70歳以上の女性で23.7%となっており、男女の間で差がありません。

歯の本数について



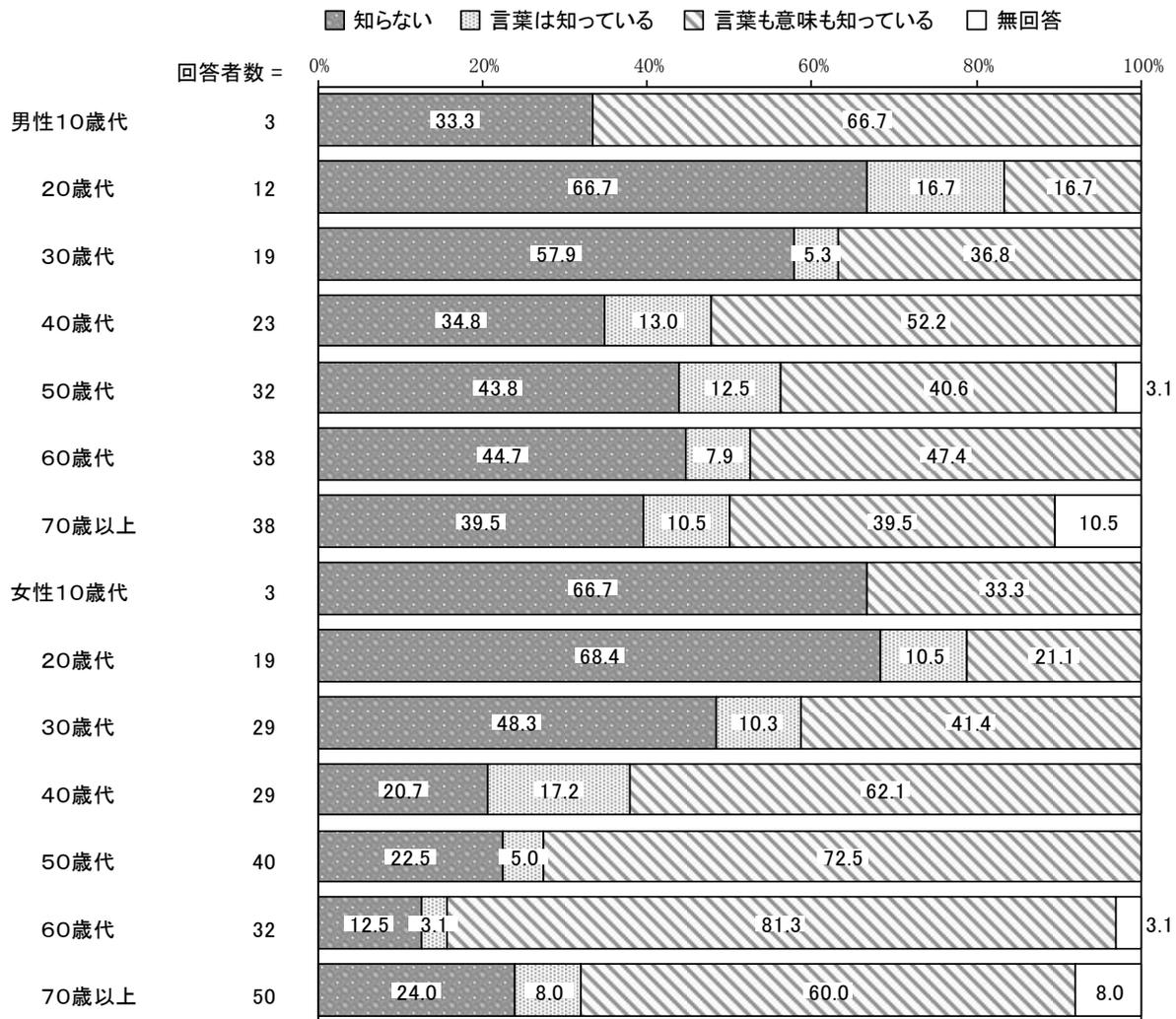
食事を嚙（か）んで食べる時の状態について、男性、女性ともに、年齢が低くなるほど「なんでもかんで食べることができる」の割合が高くなる傾向がみられ、年齢が高くなるにつれて、「一部噛めない食べ物がある」の割合が高くなる傾向がみられ、性別で比較すると、女性の方が男性より「なんでも嚙んで食べることができる」の割合が高くなる傾向がみられます。

食事を嚙（か）んで食べる時の状態について



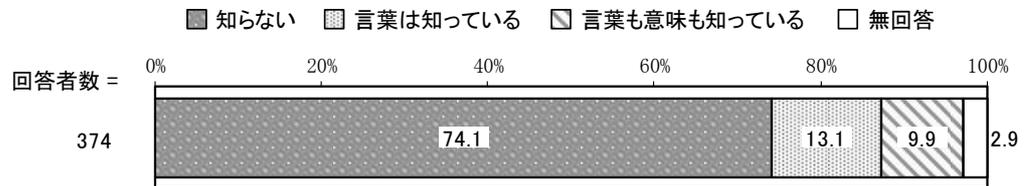
8020運動の認知度について、性年齢別で見ると、女性に比べ、男性で「知らない」の割合が高く、特に男性、女性ともに、20歳代の割合が最も高くなっています。また、男性に比べ、女性で「言葉も意味も知っている」の割合が高く、特に女性の60歳代で、その割合が高くなっています。

8020 運動の認知度について



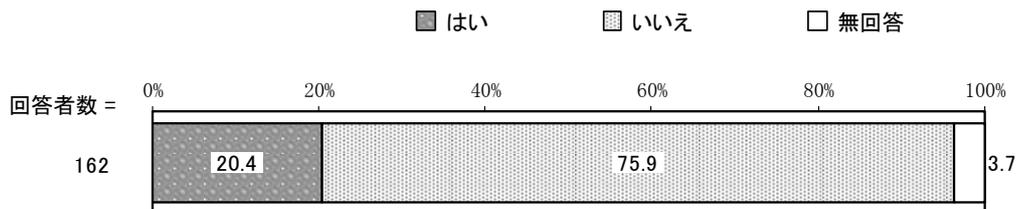
オーラルフレイルの認知度について、「知らない」の割合が74.1%と最も高く、次いで「言葉は知っている」の割合が13.1%となっています。

オーラルフレイルの認知度について

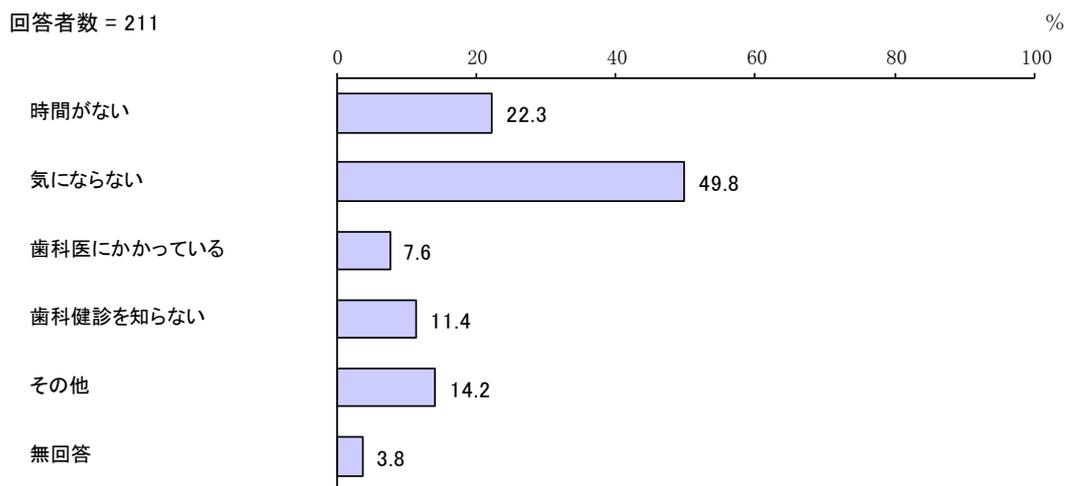


町の歯科口腔健診の受診について、全体で「受けていない」と答えた方の割合は、75.9%となっており、健診を受けない理由としては、「気にならない」が49.8%と最も高く、次いで「時間がない」が22.3%となっています。

町の歯科口腔健診の受診について



健診を受けない理由について

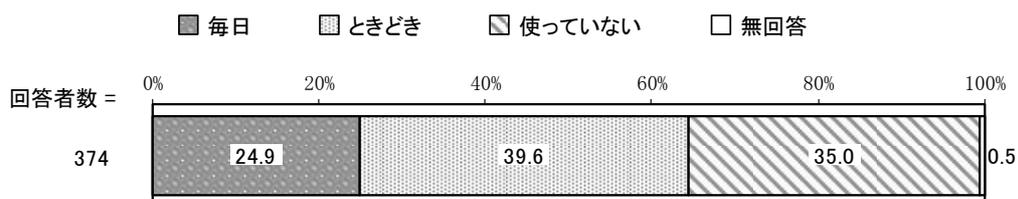


(2) むし歯や歯周病の予防

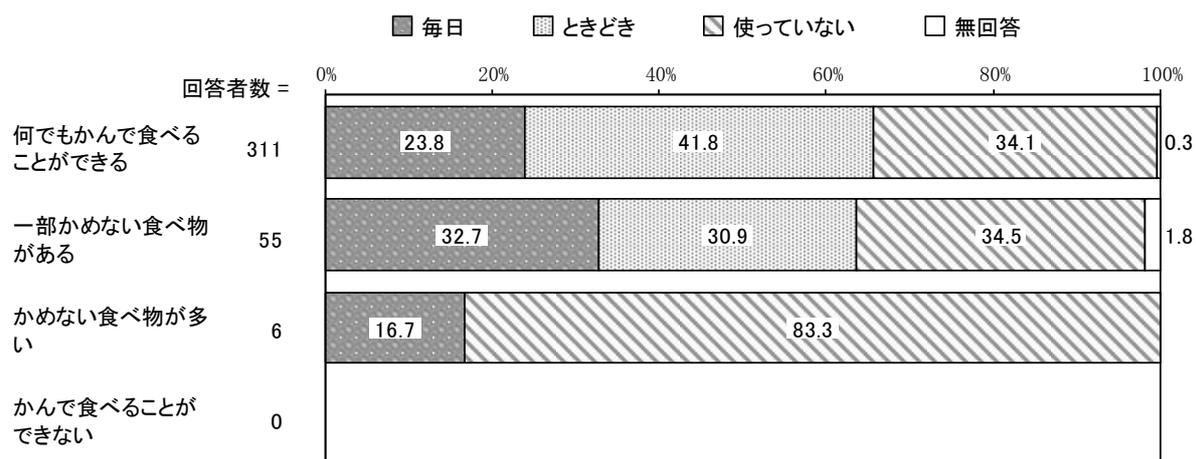
【アンケート調査結果からの特徴】

歯間清掃用具を用いての清掃について、「毎日」「ときどき」の割合が、6割以上となっています。噛んで食べる時の状態別の中で、「噛めない食べ物が多い」と答えた人の83.3%が、歯間清掃用具を使っていないことがわかりました。

歯間清掃用具を用いての清掃について

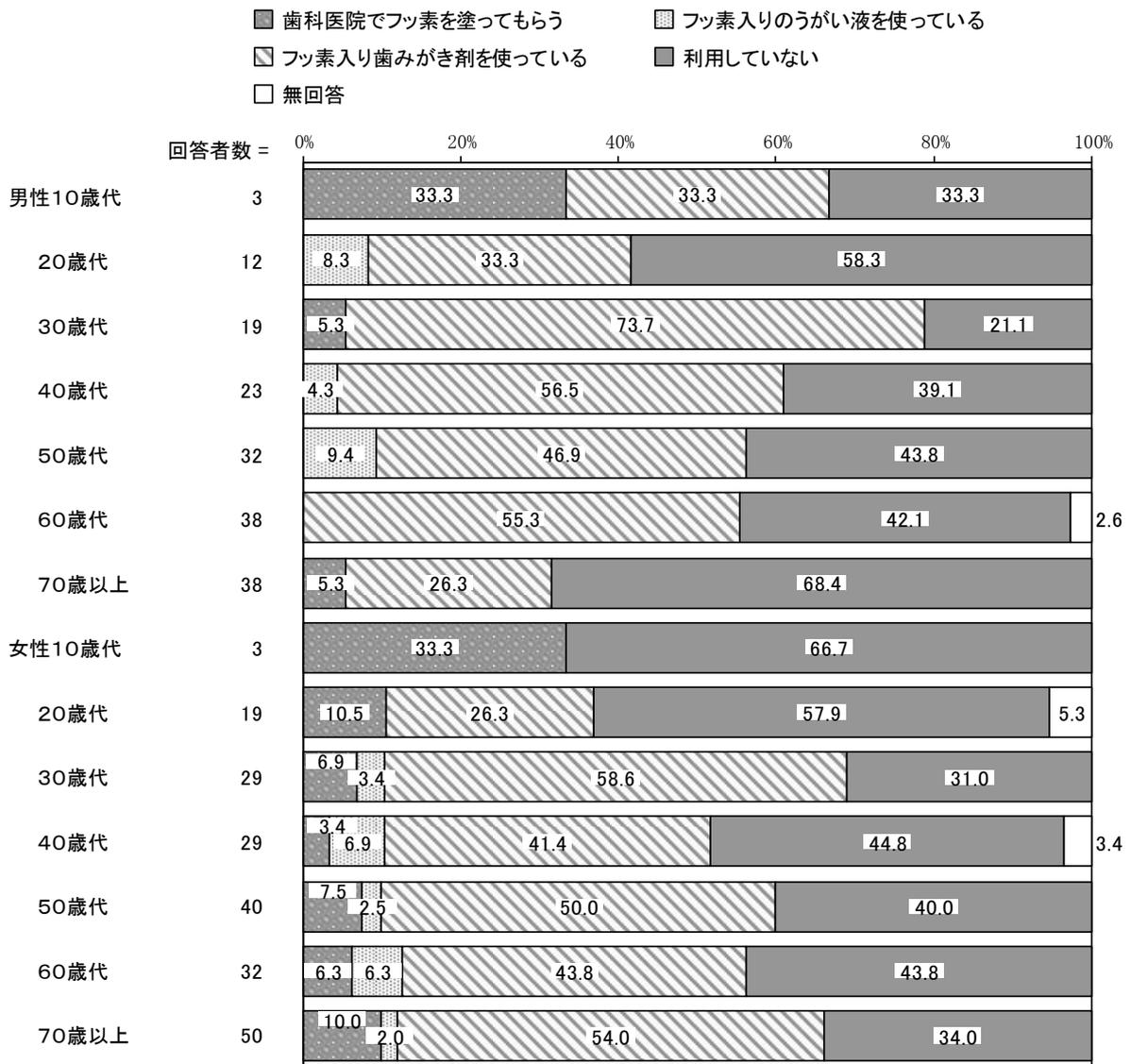


【噛んで食べる時の状態別歯間清掃用具使用状況】



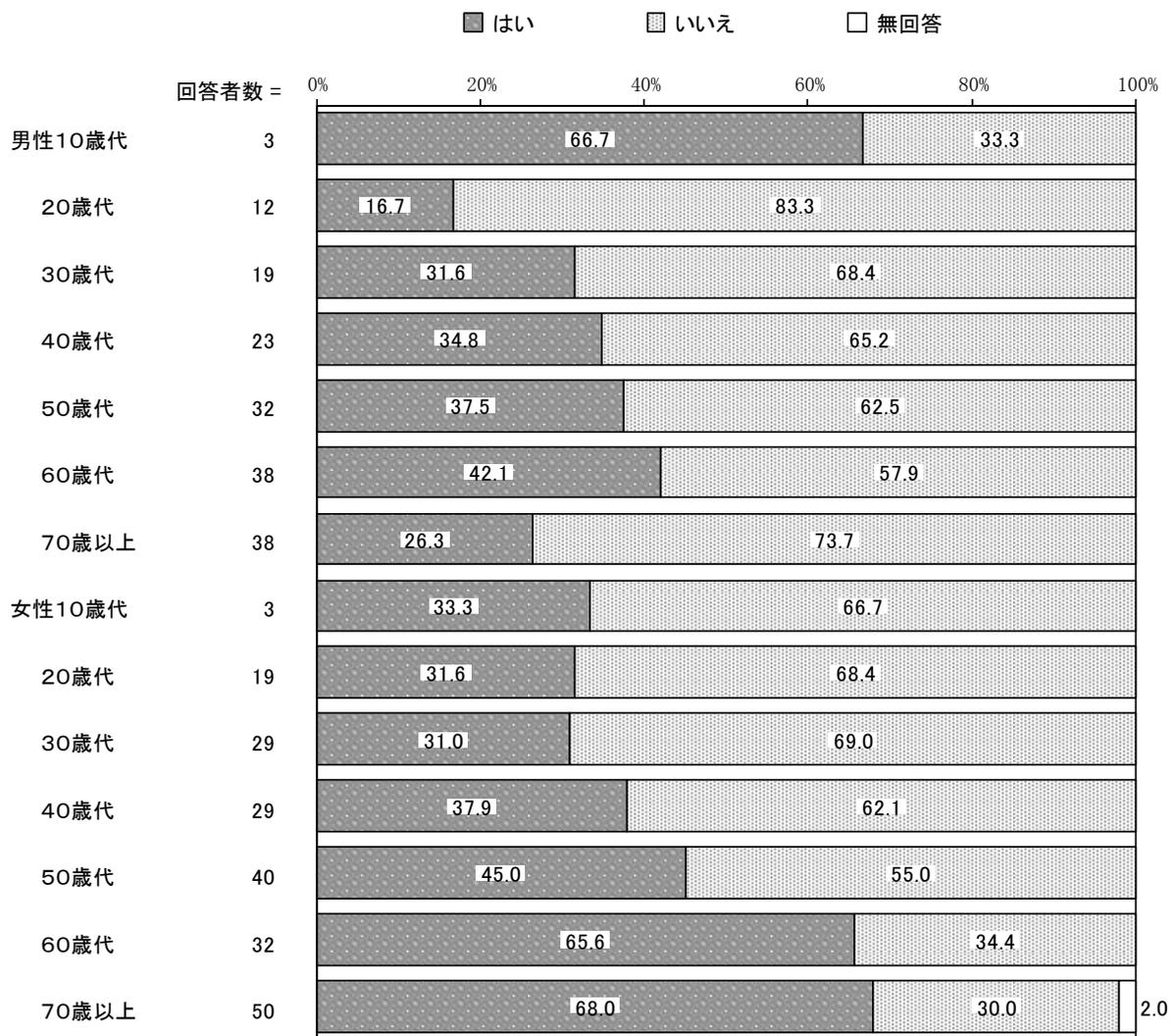
むし歯予防のために、フッ素（フッ化物）を使った製品等の使用について、男性の年齢が低くなるほど「フッ素（フッ化物）入り歯みがき剤を使っている」の割合が高くなる傾向がみられます。

フッ素（フッ化物）を使った製品等の使用について



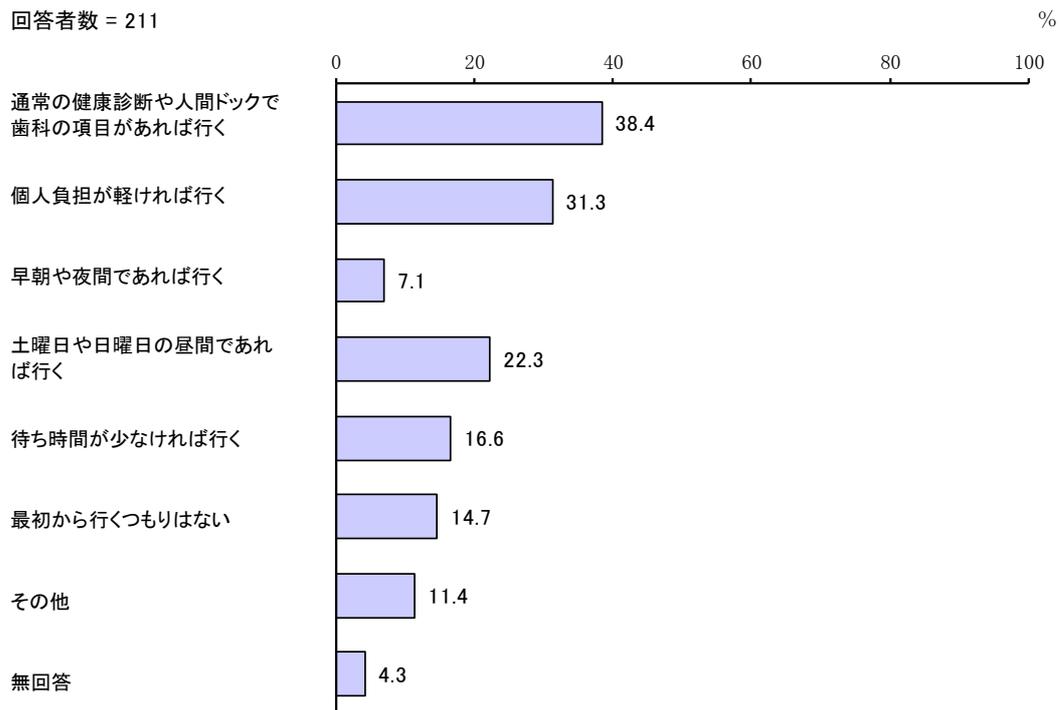
歯科健診の定期的な受診について、男性、女性とともに、年齢が高くなるにつれて「定期的に受けている」の割合が高くなる傾向がみられ、特に女性の60歳以上の割合が高くなっています。歯科健診に行きたくるために、どのような条件が必要かについて、「通常健康診断や人間ドックで歯科の項目があれば行く」が38.4%と最も高く、次いで「個人負担が軽ければ行く」「土曜日や日曜日の昼間であれば行く」となっています。

歯科健診の定期的な受診について



歯科健診に行きたくなるための条件について

回答者数 = 211

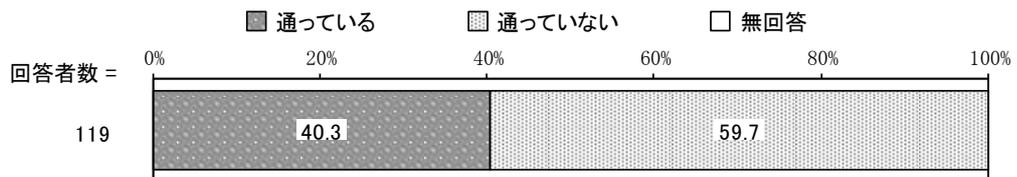


(3) 歯や口腔の健康づくり

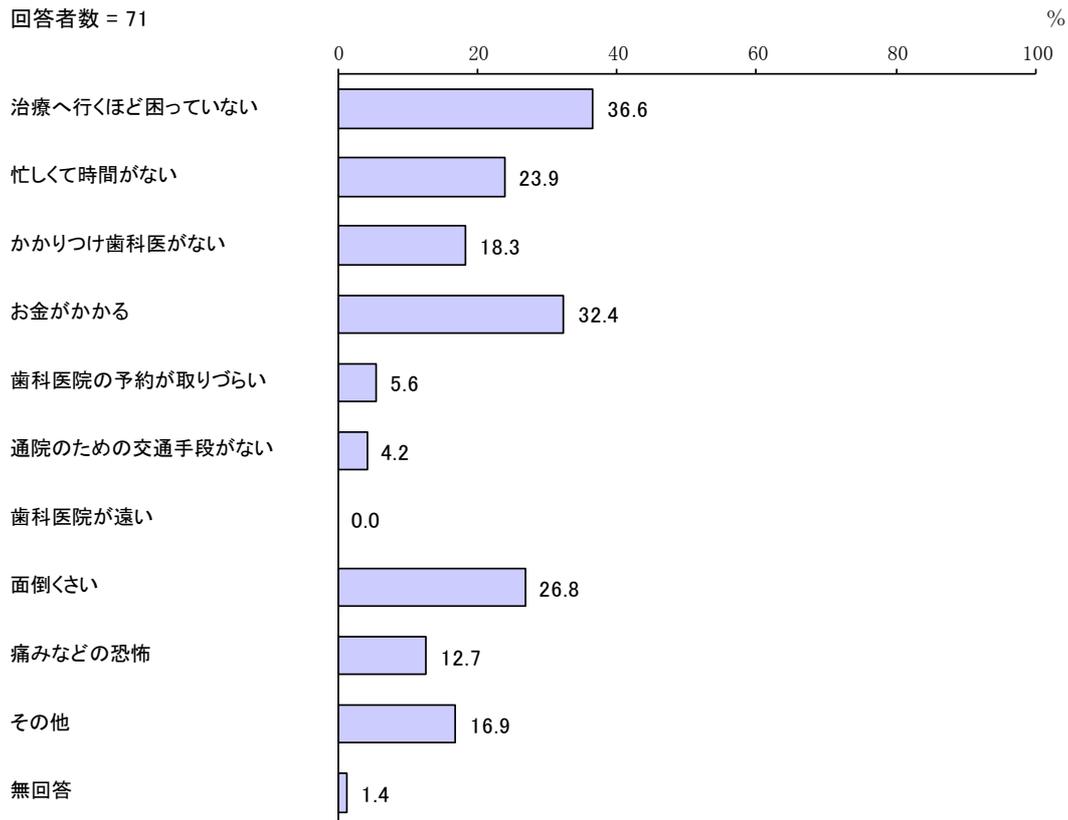
【アンケート調査結果からみる特徴】

今の自分の歯や口腔の状態を健康だと思わない人が、現在治療のために歯科医院に通っていない割合は59.7%でした。理由として「治療へ行くほど困っていない」が36.6%と最も高く、次いで「お金がかかる」「面倒くさい」「時間がない」となっています。

今の自分の歯や口腔の状態について

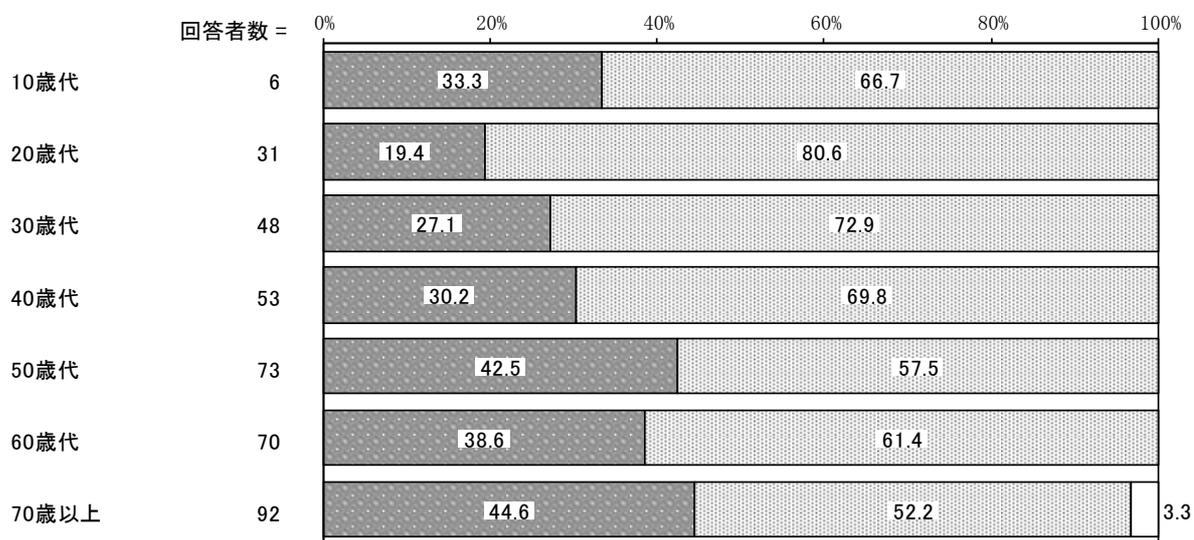


通わない理由について



歯科医院の通院が困難な場合、歯科医師や歯科衛生士の訪問診療の認知度について、年齢が高くなるにつれて「知っている」の割合が高くなる傾向がみられます。

訪問診療の認知度について



第3次清水町歯科保健行動計画

令和3年3月

〒411-0903 静岡県駿東郡清水町堂庭 63-1

清水町図書館・保健センター複合施設（まほろば館） 健幸づくり課

TEL 055-981-8206 FAX 055-981-3208

メール kenko@town.shizuoka-shimizu.lg.jp